



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 タ カ ノ 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鷹 野 準
(コード番号：7885 東証第一部)
問 合 せ 先 責 任 者 常 務 取 締 役 大 原 明 夫
(TEL 0265-85-3150)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 63 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行することにもない、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることにもない、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第 26 条第 2 項の変更を行うものであります。当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙、定款変更案新旧対照表のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 6 月 29 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 29 日 (予定)

以上

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第15条 (条文省略)	第1条～第15条 (現行どおり)
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p>
<p>第16条 当社の取締役は、12名以内とする。 (新 設)</p>	<p>第16条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締</u> <u>役を除く。)</u>は、12名以内とする。 ② <u>当社の監査等委員である取締役は、4</u> <u>名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任方法)</p>	<p>(取締役の選任方法)</p>
<p>第17条 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>第17条 取締役は、株主総会において選任する。<u>た</u> <u>だし、監査等委員である取締役は、それ</u> <u>以外の取締役と区別して選任するもの</u> <u>とする。</u></p>
<p>② (条文省略)</p>	<p>② (現行どおり)</p>
<p>③ (条文省略)</p>	<p>③ (現行どおり)</p>
<p>(任期)</p>	<p>(任期)</p>
<p>第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第18条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除</u> <u>く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任</u> <u>後2年以内に終了する事業年度のうち最</u> <u>終のものに関する定時株主総会終結の時</u> <u>までとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員であ</u> <u>る取締役の補欠として選任された監査等</u> <u>委員である取締役の任期は、退任した監</u> <u>査等委員である取締役の任期の満了する</u> <u>時までとする。</u></p>
<p>第19条 (条文省略)</p>	<p>第19条 (現行どおり)</p>
<p>(代表取締役、役付取締役及び顧問・相談役)</p>	<p>(代表取締役、役付取締役及び顧問・相談役)</p>
<p>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締 役を選定する。</p>	<p>第20条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監</u> <u>査等委員である取締役を除く。)</u>の中か <u>ら</u>代表取締役を選定する。</p>
<p>② (条文省略)</p>	<p>② (現行どおり)</p>
<p>③ (条文省略)</p>	<p>③ (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条 (条文省略) (取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対してこれを発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第23条～第24条 (条文省略) (報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第21条 (現行どおり) (取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対してこれを発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第23条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第24条～第25条 (現行どおり) (報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役及び監査役会の設置)</u></p>	(削 除)
<p><u>第27条 当社は、監査役及び監査役会を置く。</u></p>	
<p><u>(員数)</u></p>	(削 除)
<p><u>第28条 当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	
<p><u>(選任方法)</u></p>	(削 除)
<p><u>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p>	
<p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(任期)</u></p>	(削 除)
<p><u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	(削 除)
<p><u>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	(削 除)
<p><u>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会規則)</u></p>	(削 除)
<p><u>第33条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>	
<p>(監査役の責任免除)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第35条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	
<p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	
<p>(新 設)</p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の設置</u>)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第28条 <u>当社は、監査等委員会を置く。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査等委員会規則</u>)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第30条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第31条 <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第<u>36</u>条～第<u>37</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第<u>38</u>条～第<u>41</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第<u>32</u>条～第<u>33</u>条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第<u>34</u>条～第<u>37</u>条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第63期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

以上